

介護サービス利用のしかた

要介護（要支援）認定後に介護サービスを受けるには

1 介護サービス計画の作成（計画作成の費用はかかりません。）

(1) 要介護1～5と認定された方

居宅介護支援事業所（とよこ荘内）と契約して、事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談し、利用するサービスを決め、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

(2) 要支援1・2と認定された方

地域包括支援センター（役場福祉課内）で介護支援専門員と相談し、利用する介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。

要支援		要介護				
1	2	1	2	3	4	5
介護度低い						
		介護度高い				

2 サービス事業者と契約

介護サービス計画に基づいて、利用するサービス事業者ごとに契約します。
利用者負担は費用の1割です。サービス事業者それぞれに直接支払います。

※施設に入所を希望する場合は、入所する施設へ直接申込みします。
居宅介護支援事業所などに紹介してもらうこともできます。

※次回は介護サービスの種類を掲載します。

問合せ先 役場福祉課介護保険係 ☎ (574) 2214

賠償額が多額になる場合があります！

光ケーブルの断線にご注意ください！

光ケーブル断線事例

【ケース1】
土場に堆肥を運搬中、ダンプの荷台を上げたまま走行し、電力線と電話線、そして光ケーブルを断線させた。
断線している間、沿線下部の世帯で停電および電話等が使用できない状況になり、復旧に150万円以上かかった。

【ケース2】
作業機械を運搬中、対向車とすれ違うために後進したところ、道路脇にあった町有電柱に接触し倒壊、添架してあった光ケーブルと支線も断線し落下した。
復旧には20万円以上かかった。

賠償額が多額となるケースが多いため、万が一に備え使用するすべての車両の保険加入をお勧めします！

現在、町内の広い地域に「光ケーブル」が敷設されています。
「光ケーブル」は、法定高（一般道路の横断5m、その他道路の横断4.5m）以上で、できる限り高い位置に添架していますが、地形や既設電力ケーブルの高さ等の条件によっては、やむを得ず低く敷設されている場所もあります。

これら添架されているケーブルを断線したり、電柱を破損させた場合は、理由の如何を問わず、すべて原因者負担となります。
特に「光ケーブル」については、賠償額が多額となるケースが多くありますので、農作業用の大型機械およびダンプ等を使用される際には、くれぐれもご注意ください。



問合せ先 役場企画課広報情報係 ☎ (574) 2216

使用済小型電子・電気機器を無償回収しています

小型電子・電気機器に含まれる希少金属（レアメタル）の再生利用、リサイクル、ごみの減量化を目的として、対象小型家電の無償回収を行っています。

☞ 回収場所 役場庁舎1階・大津支所
☞ 回収方法 回収ボックスへ入れてください
(30cm×30cm（投入口の大きさ）に入るもの。)



対象品目	
小型電子・電気機器	電子・電気機器 付属品
CD・MD・MP3・音楽プレイヤー	充電器
ビデオカメラ、デジタルカメラ	ACアダプター
DVDデッキ、携帯映像プレーヤー	通信ケーブル
ゲーム機、ポータブルゲーム機、ゲームコントローラー	接続コード
電卓、電子手帳、電子辞書	ゲームソフト（CD-ROM 除く）
カーナビ、カーテレビ、カーオーディオ、カーDVD、ETC	リモコン
インターホン、携帯電話、電話機（子機含む）、ファクシミリ	小型ヘッドホン、イヤホン
携帯ラジオ	各種メモリー
小型液晶テレビ（携帯型、浴室用の埋め込み型）	・USBメモリー
チューナー（デジタル・CATV）	・コンパクトフラッシュ
パソコン部品・周辺機器（プリンター除く）、無線LAN	・スマートメディア
HDドライブ（外付け・内蔵）	・SDカード
CD・DVDドライブ、カードリーダー	・メモリースティック
ワープロ、ICレコーダー	

※ 回収ボックスに入らない大きさのものは、お問い合わせください。

※ 携帯電話のメモリーなどの個人情報確実に処理されますが、搬出者自身でも可能な限り消去してから廃棄してください。

対象外品目	
家電リサイクル法対象機器	パソコンリサイクル法対象機器
ブラウン管・液晶・プラズマテレビ	デスクトップパソコン
冷蔵庫	ノートブックパソコン
冷凍庫	CRTディスプレイ
洗濯機	液晶ディスプレイ
衣類乾燥機	CRTディスプレイ一体型パソコン
エアコン	液晶ディスプレイ一体型パソコン

※ ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、ブルーレイディスクなどの記録媒体も対象外です。

問合せ先 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213